十六　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～127　略］		
128	削除	
［129・130　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～127　同左］		
128	(1)　山梨県甲府市大和町１－46 (337.90) (2)　山梨県韮崎市旭町大字上条南割字北樋3561－２ (441.30)	北緯35度40分42秒東経138度33分14秒の地点と北緯35度39分59秒東経138度27分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［129・130　同左］		

［2・3　略］	［2・3　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十七　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～48　略］		
49	削除	
50	削除	
［51～71　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～48　同左］		
49	(1)　群馬県前橋市下沖町138－２ (191.50) (2)　群馬県佐波郡玉村町大字飯塚98 (119.20)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度19分57秒東経139度07分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
50	(1)　群馬県前橋市下沖町138－２ (174.00) (2)　群馬県前橋市富士見町石井2445－477 (402.30)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度27分55秒東経139度05分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［51～71　同左］		